

のへじまち

統 合 小 学 校
新 築 事 業
基 本 構 想

令和6年5月

野 辺 地 町 教 育 委 員 会
野辺地町統合小学校新築事業検討委員会



目次

1 はじめに

- 1-1 基本構想策定の背景・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 基本構想の趣旨と位置付け・・・・・・・・・・・・・1
- 1-3 統合小学校新築事業の対象となる建物・・・・・・・・・・・・・3

2 既存校舎等の現状と新校舎等建設の必要性

- 2-1 既存校舎等の現状分析・・・・・・・・・・・・・4
- 2-2 児童数及び学級数の推移・・・・・・・・・・・・・6
- 2-3 新校舎等建設の必要性・・・・・・・・・・・・・8

3 基本構想

- 3-1 コンセプト・基本方針・・・・・・・・・・・・・10
- 3-2 建設予定地・・・・・・・・・・・・・12
- 3-3 建物構造計画・・・・・・・・・・・・・15
- 3-4 施設規模の条件・・・・・・・・・・・・・17
- 3-5 必要諸室の条件・・・・・・・・・・・・・17
- 3-6 建物配置計画・・・・・・・・・・・・・24
- 3-7 想定事業費・・・・・・・・・・・・・26
- 3-8 建設スケジュール・・・・・・・・・・・・・30

1 はじめに

1-1 基本構想策定の背景

野辺地町教育委員会(以下「町」という。)では、令和 3 年 6 月に『野辺地町立小学校統廃合基本計画』を策定し、野辺地小学校、若葉小学校、馬門小学校の 3 小学校のうち、令和 5 年 4 月に若葉小学校と馬門小学校を統合し、野辺地小学校と若葉小学校の 2 校体制に移行しました。これは、将来的な小学校 1 校への統合を見据えつつ、複式学級の早期解消を図るための先行的な統合でした。

一方で、将来的な 1 校への統合については、統合した場合の学級数に対し既存の野辺地小学校又は若葉小学校の校舎では教室不足が生じることや躯体・設備全般において老朽化が著しいことなどから、新校舎等を建設し完成と同時に行うべきと考え、当初は令和 7 年度の統合を目標に計画をしておりました。

しかしながら、建設に係る国庫補助金(公立学校施設整備費負担金事業)の認定に向けた事務調査の中で、町が最適と考える野辺地小学校敷地内(詳細は 3-1 に記載)に建設する場合において、十分な額の補助金を受けるためには、既存校舎等に対し別途必要な調査(耐力度調査)を実施し、その結果を得ることが必要と判明したため、一旦立ち止まって計画を練り直し、改めて新校舎等の供用開始時期、すなわち 1 校への統合の時期を設定することとしました。

統合計画を練り直す過程において、令和 4 年度に耐力度調査の予備調査を、令和 5 年 4 月には予備調査の精度を上げるための追加調査を実施したところ、国が定める耐力度の基準を下回り国庫補助金の認定の見込みが立ったことから、『統合小学校新築事業基本構想(以下「基本構想」という。)]を統合小学校新築事業の土台として策定することといたしました。

1-2 基本構想の趣旨と位置付け

基本構想は、図 1 のとおり、既存校舎等の現況や新校舎建設の必要性を示すとともに、基本設計・実施設計の検討に必要な事項を定めています。

特に「3 基本構想」に示す内容は、各施設の建設・整備にあたり町及び野辺地町統合小学校新築事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)が掲げる大枠の理想像であり、本構想の内容をベースに基本設計・実施設計で形作っていく流れとなっています。

一方、野辺地小学校と若葉小学校の統合に係る詳細については、今後、野辺地町立小学校統廃合基本計画を改訂し示すこととします。

図1 基本方針から工事発注・着工までのイメージ

▶Step1 野辺地町統合小学校新築事業基本構想（本構想）

- 既存校舎等の現況把握、新校舎等建設への考え方（＝「骨格」となるもの）を示します。
- 事業の対象となる建物に係る下記の事項などについて検討します
 - ※建設場所は？ ※建物の配置は？ ※建物の構造は？
 - ※もとめられる学校の姿とは？ ※必要な設備は？
 - ※概算事業費は？ ※想定スケジュールは？

▶Step2 基本設計

- 具体的な教室配置・寸法を検討し、設計図の基本となるものを作ります。
- 外観の形や外部デザインも決めます。
- 個別の建物ごとに行います。
 - ※教室の大きさは？ ※構造は？ ※工事費は？
 - ※内外装のデザインは？ ※各種法令等への適合は？ ※設計図作成

▶Step3 実施設計

- 詳細な部分まで設計図を作成し、工事に必要な費用を算出します。
- 個別の建物ごとに行います。
 - ※詳細設計図の作成 ※工事費の確定 ※建築確認申請等
 - ※開発行為の許可申請

工 事 発 注 ・ 着 工

1-3 統合小学校新築事業の対象となる建物

野辺地小学校と若葉小学校の統合に合わせて建設する新校舎及びそれに付属する施設並びにそれらと一体的に整備することが望ましい施設の整備を「統合小学校新築事業(以下「本事業」という。)」と称して、計画的に進めていきます。

下に示す 4 施設が本事業の対象となります。

(1) 校舎(通級指導教室※、外構を含む)

(2) 屋内運動場(以下、「体育館」という。)

(3) 児童館

※放課後児童健全育成事業の施設(以下、「放課後児童クラブ」という。)を含む。

(4) 屋外運動場

これらの施設に他の公共施設の機能を集約・複合化することについては、下記の 3 条件により検討し、判断します。

- ①集約・複合化により敷地狭あいや不便さ、動線の複雑化等を生じさせないこと
- ②老朽化が著しい既存校舎の状態に鑑み、3-8 に示すスケジュールに遅れを生じさせないこと
- ③町の財政状況に鑑み、3-7 に示す想定事業費を超えないこと

※通級指導教室

一部特別な指導を必要とする子どもが障害に応じた指導を受ける教室です。普段は自らが在籍する学校で授業を受けますが、通級による指導を受ける時間帯だけ、通級指導教室が設置されている学校へと移動して学習します。

野辺地町が含まれる北部上北地域の小学校では、若葉小学校のみに設置されており、町内の学校のほか横浜町や六ヶ所村からも通う児童がおります。

2 既存校舎等の現状と新校舎等建設の必要性

2-1 既存校舎等の現状分析

(1) 野辺地小学校

表1 既存の野辺地小学校校舎等の概要

項 目	概 要
建設年度	校舎：昭和 45 年度～昭和 47 年度 講堂：昭和 51 年度
構 造	校舎：鉄筋コンクリート造 (機械室は補強コンクリートブロック造のものもあり) 講堂：鉄骨鉄筋コンクリート造
改 修 歴	昭和 45 年度 防衛庁 2 級防音工事 平成 4 年度 大規模改修工事 平成 27 年度 耐震補強工事 平成 31 年度 防災機能強化（梁落下防止） 令和 2 年度 冷房設備整備（エアコン設置）

①外壁・躯体

- ・ 供用開始から 50 年が経過し、外壁仕上材にはクラック(ひび割れ)が入っている箇所も多く、一部では仕上材の下にあるコンクリートも剥離し、鉄筋が見える箇所もある。
- ・ 平成 27～28 年度にかけて耐震補強工事を実施し、一定程度の耐震性は確保されているが、躯体そのものの経年劣化が著しい状態である。

②床・壁その他内装

- ・ 普通教室は、平成 20 年代から集中的に P タイル床から樹脂素材の塗床に改修しているが、それ以外の教室や廊下等は P タイル床であり、一部欠けている箇所・数多く剥がれている箇所もある。
- ・ 廊下等の壁の仕上材は冬に結露しやすいため不衛生になりやすく、塗装が剥がれている箇所もある。また、クラックが入っている箇所もある。

③設備・バリアフリー

- ・ 令和元年度にトイレ洋式化工事を実施し、原則として男女各トイレの個室のうち、最低 1 室の便器洋式化を行ったが、限られたスペースでの改修工事であったため個室ブースを拡張することができず、手狭な状態となっている。また、和式便器の数は洋式便器よりも圧倒的に多く、時代にあったものとはいえない。
- ・ 令和 2～3 年度にかけて普通教室や管理諸室にルームエアコンを設置した。
- ・ 建設した時代背景からもわかるように、バリアフリーに配慮した建物ではな

いため、後年度において必要となるたびに改修工事を実施して設備を整備してきた。

④その他

- ・屋外運動場が校舎よりも高い土地にあり、屋外で活動する児童に対し教職員の目が行き届きにくい。
- ・駐車スペースの確保が難しく、平常時でも教職員の自家用車でほぼ満車状態になり、行事等では保護者に対し、乗合いや徒歩での来校をお願いしている。

(2) 若葉小学校

表 2 既存の若葉小学校校舎等の概要

項 目	概 要
建設年度	校舎：昭和 45 年度～昭和 56 年度 講堂：昭和 49 年度
構 造	校舎：鉄筋コンクリート造 (機械室は補強コンクリートブロック造のものもあり) 講堂：鉄骨鉄筋コンクリート造
改 修 歴	昭和 45 年度 防衛庁 2 級防音工事 平成 7 年度 大規模改修工事 平成 27 年度 耐震補強工事 平成 31 年度 防災機能強化（梁落下防止） 令和 2 年度 冷房設備整備（エアコン設置）

①外壁・躯体

- ・供用開始から 50 年が経過し、外壁仕上材にはクラックが入っている箇所も多く、浸透による雨漏りが多く発生している。
- ・氷結した雪庇の落下により、窓ガラス及び窓枠の破損が多く発生している。
- ・平成 27～28 年度にかけて耐震補強工事を実施し、一定程度の耐震性は確保されているが、躯体そのものの経年劣化が著しい状態である。

②床・壁その他内装

- ・普通教室は、平成 20 年代から集中的に P タイル床から樹脂素材の塗床に改修しているが、それ以外の教室や廊下等は P タイル床であり、一部欠けている箇所・数多く剥がれている箇所もある。
- ・躯体からの浸透による雨漏りの影響で、天井材及び壁面材の腐食が発生している。

③設備・バリアフリー

- ・令和元年度にトイレ洋式化工事を実施し、原則として男女各トイレの個室のうち、最低 1 室の便器洋式化を行ったが、限られたスペースでの改修工事であったため個室ブースを拡張することができず、手狭な状態となっている。また、和式便器の数は洋式便器よりも圧倒的に多く、時代にあったものとはいえない。

- ・令和 2~3 年度にかけて普通教室や管理諸室にルームエアコンを設置した。
- ・建設した時代背景からもわかるように、バリアフリーに配慮した建物ではないため、後年度において必要となるたびに改修工事を実施して設備を整備してきた。

④その他

- ・校舎の北側、東側、西側については砂利敷となっており、特に体育館北側については整地を行ってもすぐに路面がへこみ、水たまりが発生する状況となっている。

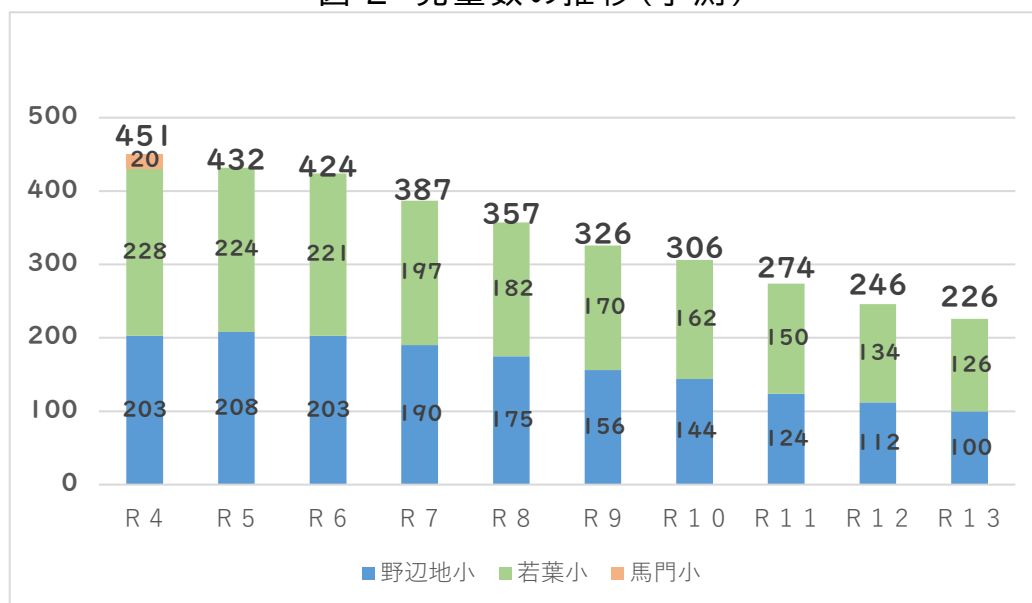
2-2 児童数及び学級数の推移

(1) 児童数及び学級数の推移

図 2 には、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年度分の児童数の推移を示しています。

令和 7 年度からは町全体で 300 人台、令和 11 年度以降は 200 人台まで減少するなど急激な減少傾向となっています。令和 13 年度の予測値は、令和 4 年度(実績値)との比較で約 50.1%となり、その後も減少していくものと考えられます。

図 2 児童数の推移(予測)



※令和 4 年度及び 5 年度は 5 月 1 日現在の実績値。令和 6 年度以降は、令和 5 年 4 月 7 日付け上北教育事務所長発出の青上教第 13 号「令和 6 年度から令和 15 年度までにおける公立小・中学校の新入学児童生徒数に関する調査」の回答のため、町独自の推移計算の方法により作成。

※馬門小学校の児童数は、令和 5 年度以降、統合のため若葉小学校に含んでいる。

学級数については、国において 1 学級あたりの児童数について基準を定めていますが、青森県は個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行う観点から独自にこの基準を定めており、町はこの県の基準に基づいて学級数を算定しています。これらの基準を学級編制基準といい、国・県の基準はそれぞれ表 3 のとおりとなっています。

県の学級編制基準を用いて、図 2 の各年度の児童の合計数から通常学級の数进行算定したものが図 3 になります。

国においては、法律において適正な規模を「通常学級 12 学級以上 18 学級以下」と定めており、これはすなわち各学年において平均して 2 学級または 3 学級ある状態といえます。

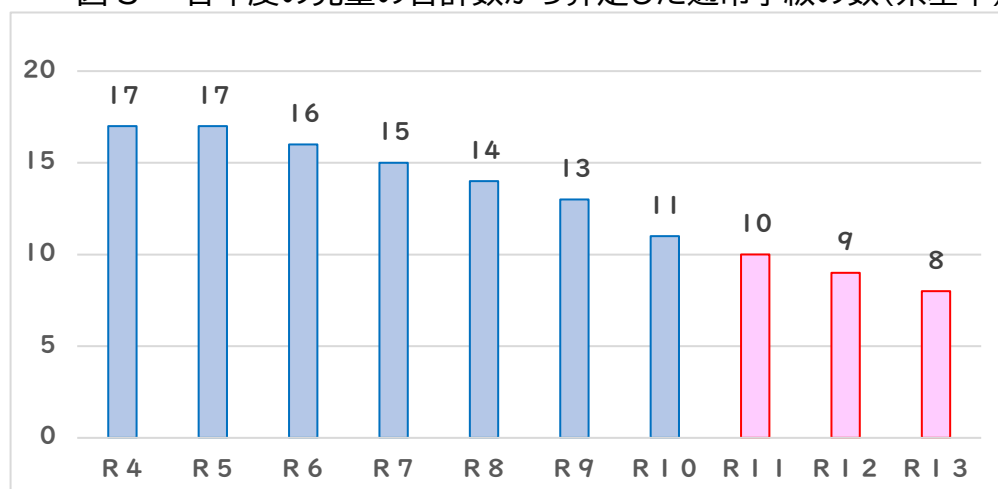
町においては、図 3 に示すとおり、令和 10 年度までは適正な規模を維持できるものと見込んでおりますが、それ以降は小規模校(11 学級以下)となることが予測されます。さらに、学年によって特別支援学級に在籍することとなる児童も一定数いるため、実際には表 で示す学級数よりも少なくなる場合もあります。

表 3 国・県の学級編制基準

児童数	国基準 (35人／学級)	県基準 (33人／学級)	備考
1人～ 33人	1	1	非常勤講師を配置
34人～ 35人			
36人～ 66人	2	2	
67人～ 70人		3	
71人～ 99人	3		
100人～105人		4	

※国基準及び県基準は段階的に学年を引き上げていくこととしており、表のとおり適用されるのは国は令和7年度から、県は令和6年度からとなります。

図 3 各年度の児童の合計数から算定した通常学級の数(県基準)



※令和4年度から令和6年度までは、国及び県基準の段階的な引上げに合わせた学級数となっています。
※各学校の学級数の合計にはなりません。

2-3 新校舎等建設の必要性

(1) 既存校舎等の老朽化

2-1 に示すとおり、野辺地小学校及び若葉小学校は躯体や設備の老朽化が著しいだけでなく、全体的に時代の変化に対応できていない状況です。

令和 5 年 4 月に実施した耐力度予備調査の追加調査では、教室や廊下の天井ボードを剥がし躯体のひび割れ等状況の確認を行ったところ、平成 21 年度に実施した耐震診断業務では発見されなかったひび割れが新たに見つかるなど、構造上の問題が懸念されます。

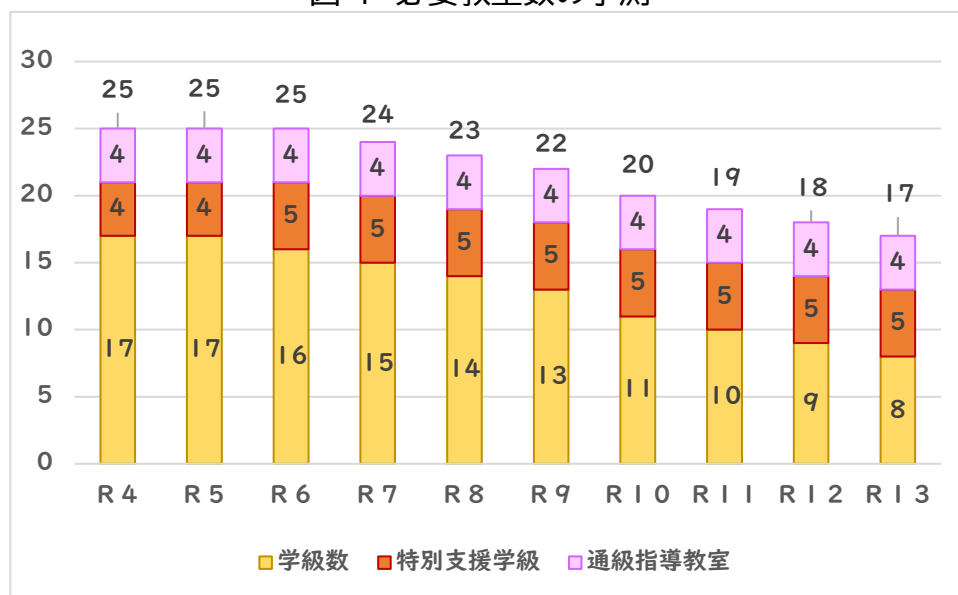
(2) 野辺地小学校と若葉小学校の統合を仮定した場合に生じる教室不足

野辺地小学校と若葉小学校の統合について、仮に既存の両校の校舎のどちらかを継続的に使用するものとした場合に必要となる教室数について考えます。

必要な教室数については、通常学級の数に特別支援学級の数及び通級指導教室の設置に必要な教室数を足し合わせたものとして考えます。

通常学級数は、2-2 の図 3 の値、特別支援学級数は知的障害、自閉症・情緒障害の 5 学級を想定し、通級指導教室の設置に必要な教室数を最低 4 教室と仮定します。すると、各年度において必要となる教室数は図 4 のとおりとなります。

図 4 必要教室数の予測



次に、野辺地小学校と若葉小学校の既存校舎における確保可能な教室数について考えます。

表 4 及び表 5 のうち、A は現在使用している教室のほか、現在他用途で使用している教室でも設備等が整っており、不便なく使用できる教室を指します。また、B はエアコン等の設備の設置や、タイル剥離がひどく床の改修などが必要であり、それら課題を解決することで使用可能となる教室を指します。

表 4 野辺地小学校の既存校舎における確保可能な教室数

A 設備等の問題がなく、 使用できる見込みの教室数	B A 及び改修等により使用 可能となる教室の数
15	18

表 5 若葉小学校の既存校舎における確保可能な教室数

A 設備等の問題がなく、 使用できる見込みの教室数	B A 及び改修等により使用 可能となる教室の数
10	13

この結果からわかるとおり、野辺地小学校の校舎を継続的に使用することとすれば、令和 13 年度まで統合を待つ必要があります。ただ、その場合であっても、老朽化が進んだ校舎を継続的に使用することには変わらず、普通教室を整備するための改修工事に多額の費用をかけなければなりません。

一方、若葉小学校は、改修工事を実施したとしても普通教室は不足する状況にあり、若葉小学校の校舎を継続的に使用することは難しいと言わざるを得ません。

(3) 新校舎等の必要性

(1)、(2)の内容からわかるように、既存の両校の校舎等を継続して使用することは、児童の学校生活における安全面、学習環境の快適性や衛生環境等のほか、教職員の職場環境を考慮しても厳しいものであり、**両校の統合と同時に新校舎を建設することは必要なことと考えます。**

3

基本構想

3-1 コンセプト・基本方針

子どもたちの命を守るとともに、健康的な生活空間の実現と多様性に対応した
『安全・安心で思いやりのある学校』

- ①不審者の侵入防止や犯罪防止の観点を意識した**防犯性の高い学校**とします。
- ②災害時に子どもたちを**危険から守りきる学校**とします。
- ③死角の除去や車両の安全な動線計画など、**事故防止に配慮した学校**とします。
- ④子どもたちの学習及び生活の場、また教職員の職場として、**良好な環境条件を整えた学校**とします。
- ⑤多様な子どもたちや特別な支援を要する子どもたちが安全かつ安心して通える**バリアフリーが行き届いた学校**とします。

多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、明るく楽しい生活の場となる
『子どもが主役の学校』

- ①誰もが充実した学校生活を送ることができる**合理的配慮が行き届いた学校**とします。
- ②多様な学習形態に対応でき、のびのびと学ぶことができる**多目的な教室空間**とします。
- ③多様な学習内容に対応し、子どもたちの主体的な学び・活動を支える**充実した ICT 環境**とします。
- ④子どもたちが視覚的にも心理的にも落ち着いて**学習活動に取り組める空間**をつくります。
- ⑤学年などの区切りを越えて、年齢の異なる子どもたちが**日常的に交流できる空間**をつくります。

地域に愛される学校を実現し、地域とともに子どもを育て成長を支える
『地域とともにある学校』

- ①さまざまな利用者に配慮した**利用しやすい学校**とします。
- ②学校開放や地域のイベント、生涯学習の場として、**地域住民が有効活用できる学校**とします。
- ③子どもたちが郷土について学び愛着と誇りをもてるよう、**地域の歴史や文化、自然にふれあえる学校**とします。
- ④避難所としての役割を想定し、地域住民を守り、**災害時に必要な機能を備えた学校**とします。
- ⑤地域住民の生活圏の一部を構成する公共施設として、**近隣住民の生活及び周辺の景観との調和等に配慮した施設計画**とします。

コンセプト・基本方針の解説

町内唯一となる小学校の新校舎建設にあたり、検討委員会がこの3つのコンセプトと全15の基本方針を考え出す際に、委員全員に共通した大きな軸は「子どもたちを中心に考える」ということでした。

大人や町の都合を押し付けるのではなく、「子どもたちのためにこういう学校にしたい」「子どもたちのためにこうあるべきだ」という委員一人一人の強い思いがこのコンセプトと基本方針に込められています。

コンセプトの『安全・安心で思いやりのある学校』は、既存校舎の老朽化や時代の変化に合わなくなってきた部分の課題をしっかりと捉えたものであることに加え、安全な学校・安心して通える（通わせることができる）学校こそが子どもたちが学び生活する場としての土台であるという思いの下で、第一に挙げております。

基本方針には、児童の身体に直接的にかかわることのほかに、夏季の酷暑や感染症の流行などへの対策も含めた健康面での安全、そしてそれらの上に成り立つ安心という意味や、多様化する子どもたちが不安なく学び生活できる環境づくりという意味も含め、全5項目を掲げました。

コンセプトの『子どもが主役の学校』は、『子どもが主役』という言葉に、授業などの学習の場とそれ以外の生活の場の両面において、子どもたちが活動に意欲的に取り組み、その成果を一人一人が個性豊かに表現すること、そしてそれを共有し互いに認めあうこと、という意味が込められており、それは学校への理想像であり子どもたちへの願いでもあります。

そのための環境づくりとして、指導上の工夫や支援員配置等のソフト面での対応に加え、設備機能や施設整備上の工夫により合理的配慮の行き届いた施設とし、障害の有無によらず、子どもたち一人一人の学校生活上の困難を可能な限り取り除くことが基本となります。

そのうえで、特に学習活動は学校生活の中心となるものであることから、あらゆる学習形態・内容に対応できる作りになるとともに、学習活動に集中できるよう落ち着いた空間とすることが重要です。

これらの観点をもとに、ここでも全5項目の基本方針を掲げております。

最後に、コンセプトの『地域とともにある学校』は、町に1つとなる小学校が、地域に愛され親しまれるものであるように、そして保護者と学校と地域住民が互いに子どもたちの成長を支えあうものであるように、という願いが込められています。

現在でも、地域見守り隊や自治会の活動などで学校と地域が連携することはありますが、今以上に連携し地域との交流を図ることは、子どもたちと地域社会の接点を増やすことにつながり、それは町の歴史や文化を学ぶこと、郷土愛を育むことへの出発点になります。

そのためにも、地域の方々に、学校開放や生涯学習、イベントなどで施設を有効活用してもらうことは、学校の身近さにつながるものと考えます。

また、統合校舎等の建設場所について、現在の野辺地小学校の敷地を第一候補としましたが、隣接する愛宕公園という自然豊かで歴史ある場所も、子どもたちの郷土愛を育む教材の1つとなるはずです。

そのほか、学校はその規模や機能から避難所となることが多いものです。そうした観点においても災害に強い学校を作る必要があります。

これらの観点に基づいて、『地域とともにある学校』として、5つの基本方針を掲げました。

これら3つのコンセプトと全15の基本方針は、大人たちが子どもたちとする約束であると思っています。『こんな学校をつくるよ!』という約束を、新しい学校に入る子どもたちだけでなく、今後生まれてくる子どもたちとも約束するために、委員全員で考え抜いてできたものです。

その約束をしっかりと守るためにも、今後の統合校舎等の基本設計・実施設計にあたり、これらのコンセプトと基本方針を大きな柱として進めてまいります。

3-2 建設予定地

(1)建設候補地について

統合小学校の建設地を選定するにあたり、町では下記の5つを候補地として想定しました。

図 5 建設候補地



検討委員会の中で協議を行った結果、町の中央に位置し、敷地面積に余裕がありつつ既存校舎を使用しながらの工事が可能であり、道路動線なども考慮し、『野辺地小学校』の敷地を第一候補とすることといたしました。

図 6 建設候補地写真



(2) 建設地選定のポイント

建設地を選定するにあたり、以下のポイントを押さえながら協議いたしました。

①建設地を選定する際の考え方・視点

- A) 校舎とグラウンドの併設が可能であり、かつ職員室から敷地の広範囲を見渡せる建物配置が可能であること。(屋外にいる児童の動きがよく見えること。)
- B) 敷地内に緊急車両が進入する際に、障害となるものがない・複雑な動線とまらない土地であること。(またはそういった建物配置が可能であること。)
- C) 指定避難所となることを想定して、避難者やその車両の動線が複雑にならない土地であること。(またはそういった建物配置が可能であること。)
- D) 保護者の送迎車両の動線が複雑にならないことのほか、学校行事の開催にあたって数百台の駐車場を確保できる土地であること。(またはそういった建物配置が可能であること。)
- E) 校舎や体育館、グラウンドのほかに、北部 3 町村の特別支援教育のセンター的機能(=通級指導教室(現在の若葉小学校ことば・まなびの教室))に関する建物、児童館に関する建物を同敷地内に併設することが可能な土地であること。(またはそういった建物配置が可能であること。)

②各建設候補地の分析

◆野辺地小学校敷地

- ・グラウンドに建設することで、居ながらの工事が可能
- ・周辺道路も広く、交通動線に優れる

◆若葉小学校敷地

- ・グラウンドに建設することで、居ながらの工事が可能
- ・敷地に接続する町道の幅が狭い

◆野辺地中学校グラウンド

- ・中学校と近いことから、今より密接な小中連携が可能
- ・体育館、グラウンドの確保が困難。敷地狭あい(=狭くゆとりがない)

◆えぼしグラウンド

- ・敷地に接続する道路の幅が狭く、踏切を越える必要がある
- ・強い浜風により教育に適さない

◆(株)マエダ所有地

- ・敷地が狭く校舎のほかに体育館、グラウンドを確保することが困難
- ・用地買収に費用を要する(検討時点では町有地だった)

(3) 検討委員会での協議内容

検討委員会では委員が3つのグループに分かれ、それぞれのグループで意見を出し合ったのち、全体で発表して協議を行う「グループ討議」の形で検討を行いました。以下に、各グループで出た意見の抜粋を掲載します。

(詳細な議事録は、町ホームページ上で公開しております。)

表6 建設候補地のグループ討議内容

グループ	候補地	討 議 内 容
A	野辺地小	・小中一貫教育のメリットも大きいと思う。空き教室の増加を考えると別棟を建てての放課後児童クラブも懸念される。 ・将来的な空き教室の地域開放をハードに組み込んでほしい。
B	野辺地小	・小中一貫校にするかどうかは全員で話し合わないといけない。校舎が離れていても連携型という形もある。 ・小学校を後々違うことに使える建て方というのもありだと思う。 ・町の中心から外れると、スクールバスの問題がある。 ・若葉小学校周辺は道路が狭く、校地内も車両通行が難しい。
C	野辺地小	・野辺地小学校のグラウンドに建てた場合、グラウンドが狭くなってしまうのではないか。 ・野辺地小学校敷地内のSLについても検討が必要。 ・統合後もスクールバスがあったほうが安心感がある。

(4) 小中一貫教育に関する附帯提言

小中一貫教育とは小・中学校の教職員が、目指す子ども像を共有して9年間を通じた教育課程(=教育内容・授業時数等も含めた教育計画)を編成し、現行よりも系統性をもたせた教育のことをいいます。

中1ギャップの解消や、施設整備費の縮減、異学年交流による成長などの良さがある一方、小学校高学年のリーダーシップや自立性が育ちににくく、授業時間が異なることから体育館やグラウンドの利用など運営上の工夫が必要になるなど課題もあります。

また、小中一貫教育には3種類の型があり、1つの建物を共有する「施設一体型」、小・中学校の2つの建物が隣接する「施設隣接型」、そして小・中学校が離れた場所にありながらも交流を行う「施設分離型」があります。当町の小・中学校はこの「施設分離型」に近い形で連携を実施している状況です。

検討委員会としては、1-2に記載のとおり、基本構想は各施設の建設・整備に係るものであり、その導入を結論付けることはできないものの、統合小学校が完成し、小・中学校が1校ずつとなった際の小中一貫教育の在り方については、それが「目的」としてではなく、「課題解決の手段」として、『子どもたちにとってどのような教育的効果があるのか』という点に重きを置いた議論がなされるよう提言します。

3-3 建物構造計画

(1) 建物の構造について

本事業の対象となる 1-3 に示す施設のうち、建物 3 つの構造は下記のとおり
といたしました。

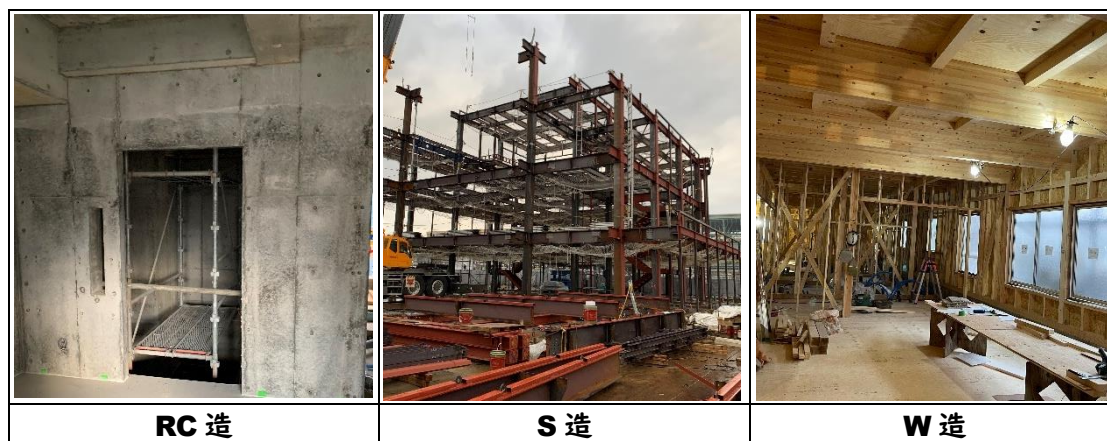
[illegible]

(2) 各構造の概要

表 7 主要な建物構造の比較

項目		鉄筋コンクリート造(RC造)		鉄骨造(S造)		木造(W造)	
建設コスト比	校舎	1.00 (基準)	○	1.20	△	1.00	○
	体育館	1.00 (基準) ※一部屋根のみ鉄骨	○	1.10	△	1.50	×
耐震性		十分な耐震性能を確保できる	◎	十分な耐震性能を確保できる	◎	十分な耐震性能を確保できる	◎
耐久性		耐久性が優れている。 (減価償却資産の法定耐用年数 47 年)	◎	適切な錆に対する対策等を行うことにより、耐久性に優れた構造体とすることができる。鉄筋コンクリート造と比較して耐久性は劣る。 (減価償却資産の法定耐用年数 34 年)	○	適切なシロアリ対策等を行うことにより、耐久性に優れた構造体とすることができる。鉄筋コンクリート造、鉄骨造と比較して耐久性は劣る。 (減価償却資産の法定耐用年数 22 年)	○
居住性		遮音性、振動制御性、気密性が優れている。	◎	鉄筋コンクリート造と比較すると、断熱性、遮音性、振動制御性は劣る。	○	鉄筋コンクリート造と比較すると、断熱性、遮音性、振動制御性は劣る。	○
室内空間		仕上げ材を木質化することで、自然の素材がもたらす心地いい空間となる。	○	仕上げ材を木質化することで、自然の素材がもたらす心地いい空間となる。	○	自然の素材がもたらす心地いい空間となる。	◎
環境配慮		建物のライフサイクルにおいて CO ² の排出量が多い。	○	建物のライフサイクルにおいて CO ² の排出量が多い。	○	建物のライフサイクルにおいて CO ² の排出量が少ない。地産地消が可能。地域林業活性化につながる。 (青森県産材での構造材の木材調達は難しい)	◎

図7 各構造参考



(3) 検討委員会での協議内容

「グループ討議」で出た意見の抜粋を下記に掲載します。

(詳細な議事録は、町ホームページ上で公開しております。)

表8 建物構造計画のグループ討議内容

グループ	討 議 内 容
A	・体育館に窓があまりなくて空調もつけられなかった場合、夏場使えなくなってしまう。 ・冷暖房と相性がいい構造は。また、避難所として利用する場合はどれが良いのか。 ・メンテナンス性を考えると、床暖房より見えている暖房のほうがいいのではないかな。 ・体育館と一般教室棟は分け、それぞれの空間の広さで決めていけばいいのでは。 ・子どもたちが触れる部分は木が優しくていいと思うが、構造的にはメンテナンスしやすく、耐久性とか耐震性がしっかりしたものがいいと思う。
B	・児童クラブは、運動できるスペースをとりながら木造が良いと思う。 ・どの構造でも耐震安全性は確保できるが、建物の耐用年数の面で差がある。校舎棟と一緒に減価償却できたほうがよいのではないかな。 ・ICT 整備等色々なところにコストがかかるため、児童クラブは木造にしてコストを削減し、校舎・体育館は耐久性が優れて、居住性、気密性がよいことから鉄筋コンクリート造がよいのではないかな。 ・コンセプトとして規模によって木造を採用するのはいいと思う。
C	・せっかく作るのだから全部構造をわけたらどうか。見た目にインパクトがある建物にしたい。 ・校舎は鉄筋コンクリート造がよい、災害に強い、耐久性が高い、性能が高い。 ・建て替え予定地の敷地を考慮すると3階になることから木造は難しいのかもしれない。 ・子どもたちが掃除等を行うが掃除のしやすさや、メンテナンスを考えるとどれが良いかな。 ・体育館は避難場所になるのであれば木造は抵抗がある。校舎は鉄筋コンクリート造がいいと思う。

3-4 施設規模の条件

本事業の対象となる1-3に示す施設のうち、建物3つの規模は下記のとおりといたしました。

(1)校舎(通級指導教室含む)…………… 4, 980㎡ 程度
(2)体育館…………… 1, 270㎡ 程度
(3)児童館…………… 500㎡ 程度

3-5 必要諸室の条件

(1) 各施設等における必要諸室の条件

本事業の対象となる施設に関する必要諸室の室数及び重要度、各室の諸条件は下記のとおりといたしました。

各室の重要度を示した記号分類

★ 確実に必要な室 / ○ 必要な室 / △ あるとよい室

表9 校舎の必要諸室の条件

室名		諸条件
記号	室数	
★	11	・学習用機材等の使用のための電源の充実 ・一人当たりの収納が多く取れるようなロッカーの設置 ・降雪時など、雪国に配慮した外套掛けスペースの確保 ・転落事故防止に対応した建具の設置 ・十分な掲示量が確保できる掲示板 ・トップライトなど、採光を取り入れた廊下 ・教室前後の出入口を3枚扉などで大きく開けるものとし、掲示スペースの確保と廊下を含めたオープンスペース的活用が両立できるような造り
★	5	・様々な教材を保管するための収納スペースの確保 ・滑りにくく、やわらかく、けがのしにくい床材 ・防音性に配慮した建具、暖房器具 ・共有のフリースペースの確保、もしくはフリースペースと隣接した配置 ・教室内への手洗い場の設置
★	1	・事務室は職員室内に置き、来校者対応のため玄関に隣接する配置 ・職員室は校庭と玄関を見渡せる位置 ・印刷室は一体とし、紙類や印刷物、拡大印刷機などの収納が可能な広さを確保
★	1	・10人程度の来賓対応が可能なスペースの確保 ・さらに多くの来賓対応のため、会議室との隣接

室名		諸条件
記号	室数	
保健室		・直接外に出ることが可能で、緊急車両のアクセスが容易な位置 ・シャワー室、トイレの設置 ・収納式ベッドとし、広さを確保
★	1	
放送室		・ガラス張りで見える放送スペース ・十分な防音性の確保。
★	1	
用務員室・作業室		・外部とのアクセスが容易な配置 ・汚れに強い仕上げと居住性の確保 ・倉庫との動線の確保
★	1	
教育相談室		・外から見えず、防音性に配慮した造り ・小さめの部屋とし、色彩に配慮するなど明るくゆったりできる空間
★	1	
教材室		・高さ調整が可能な収納力が高い棚の設置 ・各階にバランスよく設置
★	2	
理科室 (準備室含む)		・電源数を確保し、授業の支障とならないように配置 ・耐熱性があり、傷に強く、電源や手洗いが内蔵されている実験台の設置 ・暗室にできるよう、耐久性の高いブラインドの設置
★	1	
家庭科室 (準備室含む)		・災害時に炊き出しが可能な設備 ・ガスと IH、両方が使用可能な調理台
★	1	
音楽室 (準備室含む)		・十分な楽器の収納庫の確保 ・楽器演奏を考慮し、段になった床構造 ・防音性に配慮し、楽器の搬出入に対応可能な 1 階への設置
★	1	
図工室 (準備室含む)		特記事項なし
★	1	
生活科室		・中身が見え、すぐ使用できる棚の設置 ・広い作業ができる場所
★	1	
児童会室		特記事項なし
★	1	
職員更衣室		・職員数分確保可能なロッカースペース ・子どもを落ち着かせる空間としても利用可能な量の設置
○		

室名		諸条件
記号	室数	
多目的スペース		・図書館機能を兼ね、現状と同等な蔵書の確保が可能な図書保管スペース ・床に直接座ることができるようなカーベットの設置 ・開放感がある低めの本棚 ・西日の影響が少ない配置計画 ・来賓対応のため、校長室と隣接 ・移動間仕切りを設置し、大人数と少人数での使い分け
○		・プロジェクター投影用のスクリーンの設置
その他共用部分		・(玄関) 長靴が入るような下足箱の設置 ・(玄関) 底が大きく、バリアフリー対応な玄関 ・(エレベーター) 給食やマーチング関連の楽器搬入、車いす利用が可能な広めのエレベーター ・(トイレ) 自動水洗と通常の蛇口の併設 ・(その他) スキー置き場の確保
★		

表 10 通級指導教室の必要諸室の条件

室名		諸条件
記号	室数	
通級指導教室		・教材の収納の確保 ・室内に手洗いの設置 ・プレイルームと教室間の十分な防音の確保
★	3	・カーペット敷とし、廊下から見えづらい配置
個別指導室		特記事項なし
★	2	
プレイルーム		・天井へフック等の設置によるブランコ等の室内遊具 ・安全性に配慮したカーペット敷
★	1	・通級指導教室と隣接
職員室		特記事項なし
★	1	
応接室		・保護者との面談、保護者の活動場所の確保 ・児童を遊ばせながらの相談のため、マジックミラー等で様子が見えるような設備
★	1	
書庫室(資料室)		・職員室と一体、または隣接した配置
★	1	
教材室		特記事項なし
★	1	
その他共用部分		・幼児用および多目的トイレの設置
	1	

表 11 体育館の必要諸室の条件

室名		諸条件
記号	室数	
ステージ		・耐久性に優れ、変形しにくいフローリング材 ・避難所となることを想定した、オストメイト対応を含む多目的トイレの設置 ・避難時運営物資の保管が可能な収納の確保 ・冷暖房器具と非常電源の確保 ・ステージ下等への十分な収納確保 ・可動式で収納可能な大型スクリーンの設置
★	1	
アリーナ		特記事項なし
★	1	
ギャラリー		特記事項なし
★	1	
その他共用部分		・体育館放送室の設置 ・器具庫、更衣室の確保
★	1	

表 12 児童館(放課後児童クラブ含む)の必要諸室の条件

室名		諸条件
記号	室数	
事務室		・給湯スペースの確保
★	1	
救護室		特記事項なし
★	1	
遊戯室		・天井が高く、広々とした気持ちの良い空間
★	1	
幼児用スペース		・授乳スペースの設置 ・可動間仕切りの設置
★	1	
放課後児童 クラブ教室		特記事項なし
★	3	
その他共用部分		特記事項なし
★		

表 13 屋外運動場・屋外環境の必要諸条件

施設名		諸条件
記号	室数	
グラウンド		・グラウンド整備のための大型車両が乗り入れ可能な進入口
★		
駐車場		・スクールバス等の大型車両の通行を考慮し、一般車両との動線に配慮した校内通路 ・冬季の雪置き場を考慮した十分な駐車場 ・子どもの安全のための融雪設備
★		
遊具		・体育の授業で使用するものを中心とした、安全に配慮した遊具の設置
★		
緑地		・既存の緑地の活用を検討しつつ、子どもたちが緑に触れる機会を失わないような計画
○		

(2) 将来的な余裕教室を教育環境充実のために転用することに関する提案

統合後の通常学級数は、2-2 の図 3 に示す通り、校舎の供用開始時(R10)の 11 学級をピークに年々減少し、令和 10 年代半ばには各学年 1 学級の全 6 学級になる可能性があります。

これらの余裕教室を子どもたちの主体的な活動を支援する場として、下記 4 つの教室を提案します。

①STEAM 教育のための特別教室

『Science（科学）』『Technology（技術）』『Engineering（工学）』『Mathematics（数学）』の 4 つの領域を対象とした理数教育に、『Arts（芸術や文化など）』を加え、『探究』と『創造』のサイクルを生み出す教科横断的な教育の考え方です。

実際に、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末を用いて、他の教科で学んだことを生かしながら、自ら新しいものを創造するという活動はすでに全国で行われています。

こうした活動のための特別教室を整備する際は、基本環境となる ICT を充実したものとし、単にこれまでのコンピューター室のような教室にするのではなく、子どもたちが何かに興味をもち没頭して探求や創作活動ができるよう、大小問わずさまざまな教材を使用することを想定した教室空間とし、図書なども含め必要な教材を備えた教室とすることを望みます。

②外国語科（外国語活動）に特化した特別教室

学習指導要領（平成 29 年告示）には、それまでなかったものとして、小学 3、4 年生は『外国語活動』、5、6 年生は教科として『外国語』が加わっています。

小学校 3、4 年生ではゲームや歌などを通じたコミュニケーションを主体とした活動を行い、5、6 年生時にはそれを基礎に『読み』『書き』を学びます。

これらの活動や授業のために、外国語科（外国語活動）に特化した特別教室を整備する際は、可動式のテーブル等によりあらゆる活動に対応できる教室とし、さらには英語圏をはじめとした世界各国の文化について興味をもち学んでいくきっかけとなるような備品、掲示物を備えた教室となることを望みます。

③町の文化等に関する教室、地域連携、社会教育との連携のための特別教室

子どもたちが郷土に愛着をもち誇りをもてるよう、町の歴史、産業、文化等に関するものを教育資源として展示するほか、公民館や図書館、歴史民俗資料館などの社会教育関連事業との連携の場、地域学校協働活動の場として、地域の方々が学校とともに活動を進めていくために必要な備品を備えるとともに、地域の方々との交流がしやすいアットホームな教室空間となることを望みます。

※幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動のこと。

④不登校児童等の支援の場・安心できる居場所となるような教室または個別指導（対応）のための教室

誰一人取り残さない学びの保障として、不登校児童や自分の学級に入りづらい児童に対する学習面や心理面での支援の場、安心できる居場所とすることを望みます。ただし、この場合、不登校児童等に配慮して、可能な限り通常学級と離れた教室、他の児童の動線と被らないような教室に設けるなどの配慮が必要です。

このほか、生徒指導のためのもの、体調不良やけがによるもの、児童の多様化に配慮した指導や対応など、個別の指導（対応）が必要な場合に使用できる教室を望みます。

この①から④は、優先順位の高いものの順番により並べているものではありません。余裕教室の有効的な転用は、その時代のニーズを踏まえながら、国や県の教育施策を十分に考慮して判断されるものです。

その点に十分留意しつつも、現時点において、検討委員会として上記4案を挙げることにします。

これらは余裕教室の転用を前提としていることから、供用開始当初にはない教室ということになりますが、『その教室がなければその授業ができない』といったものではなく、多目的スペースをはじめとした、その活動内容に応じたあらゆる教室において授業をするということが可能です。

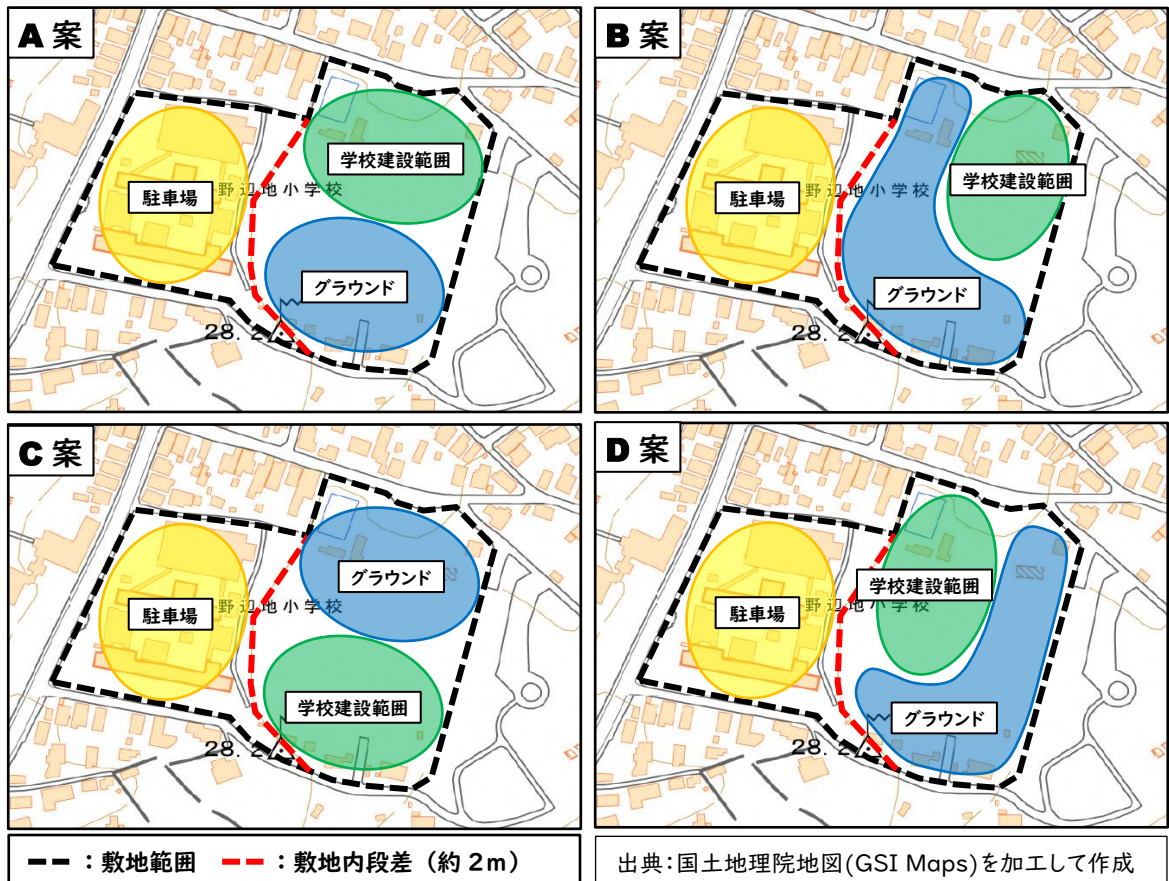
ただ、先生方が子どもたちのためにと授業内容や指導方法について工夫をこらす中において、これらの教室のように、ある用途に特化した教室というのは、更なる教育的効果を生み出すものと考えております。

3-6 建物配置計画

(1) 校舎等の建物配置について

統合小学校の建物を建設する際の配置について、町では下記の4つを想定しました。

図 8 建物配置の検討案



検討委員会の中で協議を行った結果、グラウンドの確保が容易であり、
通学路、車両動線も計画しやすいことなどから、『A案』を第一候補と
することといたしました。

(2) 検討委員会での協議内容

「グループ討議」で出た意見の抜粋を下記に掲載します。
(詳細な議事録は、町ホームページ上で公開しております。)

表 14 建物配置計画のグループ討議内容

グループ	配置	討 議 内 容
A	A 案	・B案、D案はグラウンドの確保が難しそう ・南北に長い配置だと日当たりが悪い ・安全に配慮した複数の出入り口が必要 ・車のアクセスのしやすさは大事
B	A 案	・C案は校舎の影がグラウンドに落ちて暗くなるのでは ・C案は南側道路を通して通学する場合、非常に狭く、勾配もある ・A案は日影が北側住宅地にできるのが気になる ・スムーズな車両動線となる案にしたい ・B案、D案はグラウンドが狭くなりそう
C	A 案	・C案は校舎と校門が離れるため防犯上の問題があるのでは ・A案にした場合、校門の位置について検討が必要

図 9 検討委員会の様子



3-7 想定事業費

表 15 想定事業費比較及び財源表

No.	項 目	概算金額（円）	
		A R6.1月の単価で 積算した事業費 （すべての事業をR5年度 時点で実施した場合）	B R6.4月以降に想定 される価格高騰を見込んで 積算した事業費
校舎等（校舎、屋内運動場、通級指導教室棟）			
Ⅰ 工事費			
1	校舎等新築工事	4,543,860,000	4,949,220,000
	《内訳》	《内訳》	《内訳》
	校舎（通級・外構含む）	2,900,940,000	3,146,320,000
	屋内運動場	737,720,000	886,700,000
	グラウンド	170,000,000	176,000,000
	既存校舎解体・駐車場整備	650,200,000	650,200,000
	擁壁工事、造成工事	85,000,000	90,000,000
2	その他関連工事費（プール、物置、SL解体ほか）	48,546,000	61,500,000
	小 計	4,592,406,000	5,010,720,000
Ⅱ 設計・工事監理費			
3	基本・実施設計業務（各種申請手数料含む）	199,053,200	223,185,000
4	校舎等新築工事監理業務	47,122,900	74,000,000
	小 計	246,176,100	297,185,000
Ⅲ その他事業費			
5	統合小学校新築事業検討委員会関係	2,436,800	2,436,800
6	耐力度調査関係	12,045,000	12,815,000
7	地質調査業務	8,328,183	9,161,001
8	敷地測量業務	4,213,000	4,634,300
9	石綿含有建材等事前調査関係	10,699,150	10,699,150
10	野辺地小学校樹木伐採業務	5,000,000	5,000,000
11	校内備品等	50,000,000	80,000,000
	小 計	92,722,133	124,746,251
	合 計	4,931,304,233	5,432,651,251
児童館（放課後児童クラブ棟）			
12	放課後児童クラブ棟新築工事	263,670,000	267,300,000
13	基本・実施設計業務	13,351,800	15,001,800
14	放課後児童クラブ棟新築工事監理業務	4,282,300	6,000,000
15	地質調査業務	1,296,817	1,426,499
	合 計	282,600,917	289,728,299
	総 合 計	5,213,905,150	5,722,379,550

Bに対する財源		
国庫補助金 (公立学校施設整備費負担金) (学校施設環境改善交付金)	地方債 (過疎債) (原発特措法に基づく地方債の特例措置)	一般財源
1,153,796,000	3,252,900,000	542,524,000
《内訳》	《内訳》	《内訳》
880,265,000	2,266,000,000	55,000
253,531,000	633,100,000	69,000
20,000,000	156,000,000	0
0	107,800,000	542,400,000
0	90,000,000	0
0	0	61,500,000
1,153,796,000	3,252,900,000	604,024,000
0	153,500,000	69,685,000
0	74,000,000	0
0	227,500,000	69,685,000
0	0	2,436,800
0	0	12,815,000
0	9,100,000	61,001
0	4,600,000	34,300
0	0	10,699,150
0	0	5,000,000
0	0	80,000,000
0	13,700,000	111,046,251
1,153,796,000	3,494,100,000	784,755,251
0	267,300,000	0
0	10,500,000	4,501,800
0	6,000,000	0
0	1,400,000	26,499
0	285,200,000	4,528,299
1,153,796,000	3,779,300,000	789,283,550

(1) 財源の解説

① 公立学校施設整備費負担金（所管：文部科学省）

公立の小・中学校等における校舎・体育館等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保するものです。（文部科学省 HP を引用）

本事業は『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）』の第 3 条第 1 項第 4 号（公立の小学校を適正な規模にするために統合しようとするに伴って必要となる校舎又は体育館の新築）に該当するもので、補助割合は、原則として、関係法令をもとに算出した工事費※の 2 分の 1 ですが、本事業においては、『原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法』（以下「原発特措法」という。）による補助率のかさ上げで 10 分の 5.5 となります。

前頁においては、校舎（通級・外構含む）及び体育館の建設に係る財源として計上しています。

※前頁の補助金額の算出にあたっては、文部科学省において定めた令和 6 年度の建築単価を使用しています。

② 学校施設環境改善交付金（所管：文部科学省）

公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要であるため、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。（文部科学省 HP を引用）

補助割合は、原則として、関係法令をもとに算出した工事費の 3 分の 1 です。前頁においては、グラウンドの整備に係る財源として計上しています。

③ 過疎対策事業債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債（町の借金）です。充当率は 100% であり、その元利償還金（借金と利子の合計額）の 70% は普通交付税の基準財政需要額に算入されるという有利な地方債です。つまり、国から町に入る地方交付税交付金に元利償還金の 7 割が上乗せして入ってくるようなイメージであり、実質的な町の負担額は発行額の 3 割といえます。

過疎対策事業債は、総務省において対象事業を定めており、本事業ではそれに該当する経費に充当することとしています。

④ 『原発特措法』に基づく財政措置（地方債の特例措置）

原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として法律を定めています。（内閣府 HP を引用）

原発特措法第 8 条に基づく地方債は、③の過疎対策事業債と同様に、充当率は 100% であり、その元利償還金（借金と利子の合計額）の 70% は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっています。

こちらの地方債は、①の公立学校施設整備費負担金を算定する上で算出した工事費から補助金(10分の5.5)を差し引いた残りの工事費(10分の4.5)に対し充当することとしています。

⑤一般財源

町の財政において、自由に使える財源です。反対に用途に指定があるものとして、①や②の国庫補助金や③、④などの地方債が挙げられます。一般財源は、地方税や地方交付税交付金により構成されており、用途に指定がないことから、独自の公共サービス等の経費にも充てることができるため、本事業においても一般財源の充当を減らすことが重要となってきます。

(2)財政負担を減らすための方策

昨今の物価や人件費の高騰により、年月の経過とともに事業費が膨らむものと見込んでいます。文部科学省の補助金算定の基礎となる建築単価も伴って増額されておりますが、事業費全体の約5分の1にとどまっており、残りの多くは地方債の発行となります。たとえ交付税算入の面で有利な地方債だとしても借金であることに変わりはありません。

また、一般財源からの支出を可能な限り抑えることが、公共サービスの維持や新規事業の実施などにも繋がります。

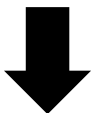
こうしたことから、本事業の実施にあたっては、下記2点を基本線として、可能な限り町の財政負担を減らすよう努めてまいります。

①公立の小学校の新築等について、多くの場合は文部科学省の補助金を活用しますが、文部科学省の補助金の対象とならない経費について、他省庁の補助金を活用できるものがないか引き続き調査し、活用を模索してまいります。

②年月の経過とともに事業費が膨らむ見込みであることから、効率的かつ計画どおりに事業を遂行してまいります。

3-8 建設スケジュール

表 16 建設スケジュール

年度	事業内容
R 5	基本構想 
R 6	基本設計 
R 7	実施設計 
R 8	校舎・屋内運動場新築工事（児童館新築工事含む） 
R 9	屋外運動場整備工事 
R 10	旧校舎解体工事  駐車場整備工事 
R 11	
